

医療法人に関する情報の調査及び分析等について

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人指導官 橋本 武志

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 「医療法人の経営情報のデータベース」制度の概要**
- 2 医療法人の経営情報等の報告内容**

「医療法人の経営情報のデータベース」制度の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。

等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

目 的

- 国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
- 効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討
 - ・ 経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
 - ・ 医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討
 - ・ 医療経済実態調査の補完
- 医療機関の経営分析に活用することも可能

「医療法人の経営情報のデータベース」制度の概要

対 象

- 原則、全ての医療法人（令和5年8月決算の会計年度から対象）
 - ※ 社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合（いわゆる「四段階税制」を適用した場合）には、当該会計年度に係る報告は対象外。

開設者別にみた施設数及び病床数

	病院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
総数	8 152	1 491 026	105 221	79 390	67 501
国					
厚生労働省	14	4 130	20	-	-
独立行政法人国立病院機構	140	52 390	-	-	-
国立大学法人	47	32 733	146	-	-
独立行政法人労働者健康安全機構	32	11 864	1	-	-
国立高度専門医療研究センター	8	4 063	-	-	-
独立行政法人地域医療機能推進機構	57	15 259	4	-	-
その他	18	3 372	367	2 176	4
都道府県	188	46 327	326	186	7
市町村	599	120 473	3 462	1 980	248
地方独立行政法人	129	51 545	38	17	-
日赤	91	34 337	203	19	-
済生会	82	22 081	56	10	1
北海道社会事業協会	7	1 622	-	-	-
厚生連	98	31 220	65	44	-
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	-
健康保険組合及びその連合会	7	1 569	280	-	2
共済組合及びその連合会	39	12 890	137	-	4
国民健康保険組合	1	320	13	-	-
公益法人	188	46 453	477	146	93
医療法人	5 658	833 832	46 229	62 062	16 387
私立学校法人	113	56 036	202	38	16
社会福祉法人	201	33 984	10 383	400	45
医療生協	79	13 087	291	182	48
会社	26	7 713	1 624	7	12
その他の法人	207	42 962	1 106	414	138
個人	123	10 764	39 791	11 709	50 496

平成18
年医療
法改正
～

現行の事業報告書等の届出事項（法人ごと）

- 事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表
- 損益計算書（法人全体の事業収益・費用等のみ） ○関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 監査報告書 ○社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類
- その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類（閲覧対象外）

全法人届出義務

都道府県における医療法人の適正運営の監督・指導を目的

新たな経営情報データベースの報告事項（病院・診療所ごと）

- 医業収益**（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益）
 - ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益（患者負担含む）」及び「公害等診療収益」を別掲。
 - ※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。
 - ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。
- 材料費**（医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費）
- 給与費**（役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費）
- 委託費**（給食委託費）
- 設備関係費**（減価償却費、機器賃借料） ○**研究研修費**
- 経費**（水道光熱費）
 - ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。
- 控除対象外消費税等負担額**
- 本部費配賦額**
 - ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。
- 医業利益（又は医業損失）**
- 医業外収益**（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）
- 医業外費用**（支払利息）
- 経常利益（又は経常損失）**
- 臨時収益、○臨時費用**
- 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）**
- 法人税、住民税及び事業税負担額**
- 当期純利益（又は当期純損失）**
- 職種別の給与（給料・賞与）及び、その人数**（病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用）

赤文字の科目は、病院・診療所とも必須
 緑文字の科目・職種は、病院・診療所とも任意
 青文字の科目は、病院は必須・診療所は任意

<職 種> 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員（事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士）、その他の職員）

令和5
年医療
法改正
～
(令和5
年8月
施行)

医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築
 これにより以下のような政策活用を見込む
 ・国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
 ・効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策検討
 ・経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
 ・医療従事者等の処遇適正化に向けた検討
 ・医療経済実態調査の補完

公表方法

- 国民に対してより分かりやすく丁寧に医療の現状・実態を提示するため、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表

「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書 抜粋

令和4年11月9日医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会

Ⅲ. 医療法人の経営情報のデータベースの在り方について

4. 国民への公表方法について

- 新たな制度は、医療法人の経営情報をデータベース化して、把握した情報を分析し、国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解を促進等することにある。
- この目的を果たすためには、国民に対してより分かりやすく丁寧に医療の現状・実態を提示することが求められる。この点、個別の医療法人ごとの情報を公表したとしてもそれが医療の実態を表しているとは限らず、むしろ、データベースであることを活かし、例えば、属性等に応じたグルーピングによる分析等の結果により、全体像を示した方がより国民の理解は深まると考えられる。
- 一方、個別の医療法人の経営情報を公表した場合、一人医師医療法人の存在など小規模な経営を法人形態により実施している医療法人も数多くあり、人件費など個人の報酬額を容易に推測できる内容にもなり得る。
- また、社会医療法人や一定規模以上の医療法人に限定したとしてもSNS等の発達した現在においては、公表された情報について、悪意的にこれを利用される可能性も否定できず、個人又は法人の権利利益を侵害するおそれがある。
- このため、公表する経営情報については、新たな制度によるデータベースの属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表し、医療法人から提出された個別の医療機関の情報は公表しないこととする。

第三者への提供制度

※ 施行日 公布日から3年以内の政令で定める日

○ 利用目的

医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

○ あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴く仕組みを前提

○ 第三者提供制度（仮称）の具体は、施行日までに検討

※ 検討の観点

- ① 提供方法 研究目的に適った必要最小限のデータ範囲に限定する等個人及び法人の権利利益が侵害されないよう配慮
- ② 提供先 目的に沿って適切に研究を行える者、研究倫理の保持など

他の調査との連携

- 病床機能報告・外来機能報告と連携させるとともに、
- データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、
- 必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。

- ・ 病床機能報告

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 の規定に基づき実施する制度。

医療機関のそれぞれの病棟が担っている医療機能を把握し、その報告を基に、地域における医療機能の分化・連携を進めることを目的とするもの。

- ・ 外来機能報告

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第30条の18の2 及び第30条の18の3の規定に基づき実施する制度。

地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進を目的とするもの。

- ・ 医療施設調査

統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計。

病院及び診療所について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とするもの。

報告方法

- 主たる事務所の所在する都道府県知事に、次の方法のいずれかにより報告。
 - ① 医療法人が医療機関等情報支援システム（G-MIS）から様式をダウンロードし、これに記入した上で、G-MISにアップロードすることにより報告する方法
 - ② ①の方法による提出が難しい場合

医療法人が事業報告書等の届出と併せて、様式を郵送等により書面で提出する方法



報告期限 等

- **会計年度終了後3か月以内**
- ただし、法第51条第5項の規定により
公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされている
医療法人は、**会計年度終了後4か月以内**
- 経過措置として、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、一部の報告事項を省略することができます。

医療法人の経営情報等の報告内容

医療法人の経営情報等の報告内容

基本情報（病院）

経営状況に関する情報（病 院）										様式1
法人番号・医療機関コード （地方厚生（支）局別）は 右のリンクから確認してください。	法人番号				医療法人整理番号		1			
					法人番号		2			
					病床・外来管理番号		3			
					医療機関コード		4			
法人名	5									
病院名	6				役員数(人)	7	職員数(人)	8		
病院所在地	都道府県	9		市区町村		町域		二次医療圏		
	期間	（自	10		至			）		
消費税の経理方式	11									単位：円

- ① 医療法人が都道府県知事から付された番号を記載してください。
- ② 法人が国税庁官から指定された13桁の番号を記載してください。
- ③ 病床・外来管理番号付与の有無を選択後、「有」の場合、病床機能報告対象病院等又は外来機能報告対象病院等に付される8桁の番号を記載してください。
- ④ 保険医療機関の指定の有無を選択後、「有」の場合、都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載してください。
- ⑤ 医療法人名を記載してください。
- ⑥ 病院名を記載してください。
- ⑦ 病院に従事する役員の人数を記載してください。【基準日：対象期間内の7月1日】
- ⑧ 病院に従事する職員の人数を記載してください。非常勤職員は常勤換算。【基準日：対象期間内の7月1日】
- ⑨ 病院の所在地を記載してください。都道府県、市区町村及び二次医療圏は選択、町域は自由記載となっています。
- ⑩ 会計期間を記載してください。
- ⑪ 消費税の経理方式（税抜・税込）を選択してください。

医療法人の経営情報等の報告内容

基本情報（診療所）

経営状況に関する情報（診療所）								様式2
法人番号・医療機関コード (地方厚生(支)局別)は 右のリンクから確認してください。	法人番号				医療法人整理番号		1	
					法人番号		2	
					病床・外来管理番号	3		
					医療機関コード	4		
法人名	5				役員数(人)	7	職員数(人)	8
診療所名	6				町域		二次医療圏	
診療所所在地	都道府県	9	市区町村					
	期間	(自	10		至)	
消費税の経理方式	11		主たる診療科	12				単位：円

①～⑪までは病院と同じです。

- ⑫ 5割を超える患者数の診療科を選択してください。【基準日：会計年度内の7月1日※】
5割を超える診療科がない場合には、左端より当該診療所において患者数の多い順に上位3つまで診療科を選択してください。
なお、当該診療所における標榜診療科と一致しない場合には、実績に基づき選択してください。

※ 直近1か月分、直近3か月分など、当該診療所の実態を適切に反映していると考えられる期間における実績等を踏まえて選択。

医療法人の経営情報等の報告内容

医業収益

病院

		科	目
01	1	医業収益	
01-01	2	入院診療収益	
01-01-1		保険診療収益（患者負担含む）	
01-01-2		公害等診療収益	
01-01-3		その他の診療収益	
01-02	3	室料差額収益	
01-03	4	外来診療収益	
01-03-1		保険診療収益（患者負担含む）	
01-03-2		公害等診療収益	
01-03-3		その他の診療収益	
01-04	5	その他の医業収益	
01-04-1	6	うち保健予防活動収益	
01-04-2	7	うち運営費補助金収益	

診療所

		科	目
01	1	医業収益	
01-01	2	入院診療収益	
01-01-1		保険診療収益（患者負担含む）	
01-01-2		公害等診療収益	
01-01-3	3	室料差額収益	
01-01-4		その他の診療収益	
01-02	4	外来診療収益	
01-02-1		保険診療収益（患者負担含む）	
01-02-2		公害等診療収益	
01-02-3		その他の診療収益	
01-03	5	その他の医業収益	
01-03-1	6	うち保健予防活動収益	
01-03-2	7	うち運営費補助金収益	

- ① 医業に係る収益
- ② 入院患者の診療、療養に係る収益（施設介護及び短期入所療養介護の介護収益も含む）
「保険診療収益（患者負担含む）」、「公害等診療収益」又は「その他の診療収益」に区分できる場合は区分し記載してください。
区分できない場合は、「保険診療収益（患者負担含む）」及び「公害等診療収益」には「*」を記載ください。
- ③ 特別室の特別料金徴収額 診療所は任意記載科目。任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載してください。他同じ。
- ④ 外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益
- ⑤ 上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の介護収益も含む）
- ⑥ その他の医業収益の内数として、保健予防活動に係る収益 任意記載科目。
- ⑦ その他の医業収益の内数として、運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）

医療法人の経営情報等の報告内容

医業費用①

病院

		科	目
02	①	医業費用	
02-01	②	材料費	
02-01-1		医薬品費	
02-01-2		診療材料費、医療消耗器具備品費	
02-01-3		給食用材料費	
02-02	③	給与費	
02-(02)		(うち消費税課税対象費用)	
02-02-1		役員報酬	
02-02-2		給料	
02-02-3		賞与	
02-02-4		賞与引当金繰入額	
02-02-5		退職給付費用	
02-02-6		法定福利費	
02-03	④	委託費	
02-03-1	⑤	うち給食委託費	

診療所

		科	目
02	①	医業費用	
02-01	②	材料費	
02-01-1		医薬品費	
02-01-2		診療材料費、医療消耗器具備品費	
02-01-3		給食用材料費	
02-02	③	給与費	
02-(02)		(うち消費税課税対象費用)	
02-02-1		役員報酬	
02-02-2		給料	
02-02-3		賞与	
02-02-4		賞与引当金繰入額	
02-02-5		退職給付費用	
02-02-6		法定福利費	
02-03	④	委託費	
02-03-1	⑤	うち給食委託費	

① 医業に係る費用

② 材料に係る費用

「医薬品費」、「診療材料費・医療消耗器具備品費」又は「給食用材料費」に区分して記載し、「給食用材料費」について、「給食委託費」に包含している場合は「-」と記載してください。

③ 給与に係る費用

「役員報酬」、「給料」、「賞与」、「賞与引当金繰入額」、「退職給付費用」又は「法定福利費」に区分。「役員報酬」は、当該病院等に従事する役員の報酬額を記載してください。

④ 外部に委託した業務の対価としての費用

⑤ 委託費の内数として、給食委託費 診療所は任意記載科目。

※ 消費税の経理方式で「1 税抜」を選択した場合は、「うち消費税課税対象費用」の記載もお願いします。

内訳の記載が、これまでの会計処理上困難な場合には、按分により金額を求めてください。

退職給付費用、法定福利費の役員分を職員分と分け、役員報酬に計上する必要はありません。

医療法人の経営情報等の報告内容

医業費用②

病院

	科	目
02-04	1	設備関係費
02-(04)		(うち消費税課税対象費用)
02-04-1	2	うち減価償却費
02-04-2	3	うち器機賃借料
02-05	4	研究研修費
02-(05)		(うち消費税課税対象費用)
02-06	5	経費
02-(06)		(うち消費税課税対象費用)
02-06-1	6	うち水道光熱費
02-07	7	控除対象外消費税等負担額
02-08	8	本部費配賦額
03		医業利益 (又は医業損失)

診療所

	科	目
02-04	2	減価償却費
02-05	3	器機賃借料
02-06	9	その他の医業費用
02-(06)		(うち消費税課税対象費用)
02-06-1	6	うち水道光熱費
02-06-2	7	うち控除対象外消費税等負担額
02-06-3	8	うち本部費配賦額
03		医業利益 (又は医業損失)

- ① 減価償却費、器機賃借料、地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費
- ② 設備関係費の内数として、減価償却費
- ③ 設備関係費の内数として、器機賃借料
- ④ 研究費、研修費
- ⑤ 福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費
- ⑥ 経費の内数として、水道光熱費。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
- ⑦ 病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。
- ⑧ 本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用。本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「-」と記載してください。診療所は任意記載科目。
- ⑨ 材料費、給与費、委託費、減価償却費、器機賃借料以外の医業費用

医療法人の経営情報等の報告内容

医業外収益・費用、臨時収益・費用 他

病院

	科	目
04	1	医業外収益
04-01	2	うち受取利息及び配当金
04-02	3	うち運営費補助金収益
04-03	4	うち施設設備補助金収益
05	5	医業外費用
05-01	6	うち支払利息
06		経常利益（又は経常損失）
07	7	臨時収益
07-01	8	うち運営費補助金収益
07-02	9	うち施設設備補助金収益
08	10	臨時費用
09		税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）
10	11	法人税、住民税及び事業税負担額
11		当期純利益（又は当期純損失）

診療所

	科	目
04	1	医業外収益
04-01	2	うち受取利息及び配当金
04-02	3	うち運営費補助金収益
04-03	4	うち施設設備補助金収益
05	5	医業外費用
05-01	6	うち支払利息
06		経常利益（又は経常損失）
07	7	臨時収益
07-01	8	うち運営費補助金収益
07-02	9	うち施設設備補助金収益
08	10	臨時費用
09		税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）
10	11	法人税、住民税及び事業税負担額
11		当期純利益（又は当期純損失）

① 医業外収益

- ② 医業外収益の内数として、預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金 任意記載科目。
- ③ 医業外収益の内数として、運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
- ④ 医業外収益の内数として、施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
- ⑤ 医業外費用
- ⑥ 医業外費用の内数として、長期借入金、短期借入金の支払利息 任意記載科目。
- ⑦ 臨時収益 診療所は任意記載科目。
- ⑧ 臨時収益の内数として、運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
- ⑨ 臨時収益の内数として、施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
- ⑩ 臨時費用 診療所は任意記載科目。
- ⑪ 法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の病院等の負担に属するものとして計算された金額 任意記載科目。

職種別給与総額（給料及び賞与）及びその人数①

「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書 抜粋

令和4年11月9日医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会

医療法人によって、**職種ごとの細分化が困難な場合や細分化できる範囲も異なる**ため、提出の対象となる職種の全体を示した上で、その区分方法も含めて**提出を任意とすべき**である。ただし、医療法人にとって可能な範囲で提出への協力を求める必要がある。

令和4年12月7日第10回全世代型社会保障構築会議資料 抜粋

令和4年12月2日
公的価格評価検討委員会

2. 今後の取組

(2) 個別の分野ごとの取組

① 医療分野

- 医療法人については、厚生労働省において、施設別の詳細な経営情報の提出を求め、医療法人の経営情報のデータベースを構築する新たな制度を検討している。継続的な費用の見える化を進める観点から、新たな制度について、令和5年度の**可能な限り早期に開始することを目指し、必要な法案提出等の作業を進めるべき**である。
- また、職種ごとの給与費の合計額等については、**費用の使途の見える化を通じた透明性の向上を図る観点からは、本来、新しい制度の中で提出を義務とすることが極めて重要**である。
- このため、仮に職種ごとの給与費の合計額等の提出を直ちに義務とすることが難しいとしても、**新しい制度の発足後、提出を強力かつ継続的に求めるとともに、その施行状況を踏まえ、義務化も含めて不断の改善を図るべき**である。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月11日参議院厚生労働委員会）抜粋

十、医療法人及び介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースの整備に当たっては、医療・介護従事者の**適切かつ確な処遇改善を図る観点**から、**職種別の給与情報が可能な限り報告されるよう必要な取組を進める**とともに、当該情報に係る**本法施行後の報告状況を勘案しながら、将来の報告義務化を含めた対応を検討すること**。また、当該データベースの報告対象となる医療法人及び介護サービス事業者に過度な事務負担が生じないように、負担軽減策もあわせて講ずること。

職種別給与総額（給料及び賞与）及びその人数②

- 報告対象の職種 ※ 対象は職員。役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含めません。
- ・ 医師
 - ・ 歯科医師
 - ・ 薬剤師
 - ・ 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）
 - ・ その他の医療技術者等
 - ・ 診療放射線技師 ・ 臨床工学技士 ・ 臨床検査技師
 - ・ リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）
 - ・ 歯科衛生士 ・ 歯科技工士
 - ・ 栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）
 - ・ 社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 保育士 ・ 看護補助者
 - ・ 事務職員（事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、
医師事務作業補助者、診療情報管理士）
 - ・ その他の職員

医療法人の経営情報等の報告内容

職種別給与総額（給料及び賞与）及びその人数③

※把握している職種は全て記載してください。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）										様式1		
期間		（自 ①		至								
2 「病床機能報告」報告の有無		① 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合					② 常勤職員と非常勤職員を区分できない場合					
職 種	③ ①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合					③ ②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合						
	4 給 与 総 額		5 人 数		4 給 与 総 額		5 人 数		4 給 与 総 額		5 人 数	
	給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合		人 数 (人)		人 数 (人)		給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を区分できない場合	人 数 (人)
		給 料	賞 与			給 料	賞 与			給 料	賞 与	人 数
01	医師※											
02	歯科医師※											
04-12-3	2 診療管理士											
05-13	その他の職員											

- ① 対象期間 直近1月1日から12月31日まで。これによりがたい場合は、会計年度。
- ② 「病床機能報告」報告の有無 病床機能報告の報告の有無（報告の派遣労働者の有無）を選択してください。
- ③ 常勤・非常勤区分 常勤職員と非常勤職員に区分できる場合は①に、区分できない場合は②に記載してください。
①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載してください。
- ④ 給与総額 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載してください。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与が区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載してください。
給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載してください。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれます。
賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載してください。
- ⑤ 人数 給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算して記載してください。
職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は省略することができます。

職種別給与総額（給料及び賞与）及びその人数④

短時間勤務を行っている常勤職員の人数の計上はどうするのか？

勤務時間で判断し、1週間の勤務時間が32時間未満の場合、非常勤職員と同様に常勤換算した人数を計上してください。

職員が複数の病院、診療所等で勤務している場合の職種別給与や人数の計上はどうするのか？

職員が同一法人の保有する複数の病院、診療所等に勤務しているなど、病院等単位の給料等又は人数を把握していない職員がいる場合は、当該職員の勤務時間、医業収益額など、当該職員の給料等又は人数を適切に反映した按分により計上してください。

<按分の計算例>

職員Aの当該病院等分の給料等又は人数＝

$$\text{職員Aの給料等} \times \frac{\text{職員Aの当該病院等での勤務時間（※）}}{\text{職員Aの総勤務時間（※）}}$$

（人数の場合は1）

※ 当該職員の勤務時間、医業収益額など、当該職員の給料等を適切に反映していると考えられる係数を使用してください。

役員報酬と職員の給料等の両方を支給されている者の計上はどうするのか？

役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含めませんが、役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上してください。

この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上してください。

なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なります。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合、「人数」が自動で「-」となりますが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直してください。

また、役員については、「常勤職員」に計上してください（「④常勤職員と非常勤職員が区分できる場合」に記載する場合）。

- 我が国では、高齢者人口の増加や医療の高度化などによって国民医療費が増加していることに加えて、今後、生産年齢人口の急激な減少や医療資源の地域格差などの課題が存在する。また、新興感染症拡大時等の緊急時に迅速な医療提供体制の確保に必要な支援等を実施するためには、平時から医療機関の経営状況を把握することが重要である。
- こうした課題に対応するため医療の置かれている現状と実態を表す必要な情報を収集し、新たに政策の企画・立案に活用するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明を行うことが必要であるため、新たに医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備するもの。
- 任意記載としている科目・職種のご協力含め、制度へのご理解ご協力をお願いします。

【報告期限】

会計年度終了後 3 月以内

法第51条第 5 項適用の医療法人は、**会計年度終了後 4 月以内**

ご清聴ありがとうございました